

Title	古代社会に於ける経済生活発達の史的経過に就て
Sub Title	
Author	山本, 勝太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1928
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.22, No.2 (1928. 2) ,p.267(81)- 282(96)
JaLC DOI	10.14991/001.19280201-0081
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19280201-0081">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19280201-0081</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 古代社會に於ける經濟生活發達の史的經過に就て

山本勝太郎

### (一) 古代社會に於ける經濟生活發達の過程に就て

上古未開、人口稀薄の時、自然の産物は自から人口に比して豊富に存在したれば、人類は之を獲得するために別段の苦痛勞力を費さず、而も人智未だ具らず、慾望もまた極めて單純なりしかば、敢て耕耘工作の勞を要せず、たゞ禽獸にも似て、自然の儘に育ち、自然のまゝに伸び、全く本能に支配せられたる生活を營むに過ぎず、従つて衣食の問題の如きも、たゞ寒暑飢餓を防ぐに止まり、夫れ以上何の目的も在りしなかつたのである。されば當時、人類は概ね山川に漁獲狩獵してその衣食の資を需め、純然たる農業時代を迎ふるまでには、所謂狩獵漁獲時代なるもの存在して、原始社會に於ける生活態様をよく表現せるは、國民經濟發達の段階を考察するに際し、何れの國にありても史家共に之を認むる所、わが國に於ても又その軌を一にせることは、古事記、日本書紀等の如き、傳説神話の時代を描寫せる古文獻によつて容易に了解し得る所である。以下その間の消息を考究してわが古代社會に於ける經濟生活發達の過程に就て一個の推定を下さむと欲するものである。

わが原始社會に於ける經濟生活が、いかに簡單幼稚なるものにして、恰も野生動物のその如く、或は木の實草の葉を採取して常食とし、或は魚鳥海草の類を獲得して生活し居たる有様に就ては、

彼の古事記上卷に「爾伊邪那岐命、黒御鬘をとりて投棄て給ひしかば、乃ち蒲生子えびかづらのみりき、是を撫ひひて食む間に逃げ行きますを、猶追ひしかば、亦其の右の御角髪に刺せる湯津津間櫛を引かきて投棄て給ひしかば、即ち笋たかひな生りき、是を抜き食む間に逃げ行きます。また後には、彼の八の雷神に、千五百の黄泉軍を副へて追はしめき、爾、御佩せる十拳劍を抜きて、後手に揮きつ逃げ來ませるを、猶追ひて黄泉比良坂の坂本に到る時に、其の坂本なる桃子いのみを三つとりて、待ち撃ち給ひしかば、悉く逃げ返りきなごと出てゐるが如くである。この蒲子は葡萄の實で、笋とは竹の子の事である。又蝦夷の如きは齋明天皇の頃に至りてさへ尙且「唐の天子、我が使人に問ふ、蝦夷の國に五穀ありや、我が使人答ふ、これなし、肉を食ひて生活す、唐の天子また問ふ、その國に屋舎ありや、我が使人答へて曰く、これなし、深山の中、樹木の下に住す」(日本書紀)といふ程であつたとすれば、その生活の状態は、實に猿類のそれと相去る事不遠、外來天孫民族の文化は暫く措き、土着の野蠻人種の生活状態はまづ斯くの如き有様であつたこと、思はれる。

さらに日本書紀は、景行紀四十年の條に於て、同じく蝦夷の土俗を記して

男女交居。父子無別。冬則宿穴。夏則住櫛。衣毛飲血。昆弟相疑。登山如飛禽。行草如走獸。承恩則忘。見怨必報。是以箭藏頭鬘。刀佩衣中。或聚黨類。而犯邊界。或伺農桑。以略人民。擊則隱草。追則入山。故往古以來。未染王化。

と述べてゐるが、この穴居生活に就ては『常陸風土記』の中の茨城郡の條にも、その茨城なる縣名の起源を記したる處に國巢(註して俗語に都知久母といふとあり)の事を述べて

古老曰。昔在國巢。山之佐伯。野之佐伯。普置窟土窟。常居穴。有<sub>レ</sub>人來。則入窟。而鼠之。其人去。更出<sub>レ</sub>郊以遊之。云々

とあり、その状恰ももぐらにも似て、末開人の常に自然の神祕に驚畏し、不安と恐慄との裡に生存せるをよく窺ふ事が出来るのである。又『姓氏錄』は、吉野川上流の國栖を載せて、同じくその土民穴居の生活をなしたる有様を述べてゐるが、これも土蜘蛛族にて、應神紀は之を

夫國樛者。其爲<sub>レ</sub>人甚淳朴也。每取<sub>レ</sub>山果食。亦煮<sub>レ</sub>蝦蟇爲<sub>レ</sub>上味。名曰<sub>レ</sub>毛瀾。其土自<sub>レ</sub>京東南之。隔<sub>レ</sub>山而居<sub>レ</sub>于吉野河上。峯嶮谷深。道路狹嶮。故雖<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>遠<sub>レ</sub>於京。本希<sub>レ</sub>朝來。然自<sub>レ</sub>此之後。屢參赴。以獻<sub>レ</sub>土毛。其土毛者栗菌及年魚之類焉。

とせるが、これによつて又彼等が天然生の果實魚菌の類を食用に採りゐたることが知られる。この古代の穴居生活に就ては、古風土記に多く之を散見し得るも、就中肥前、豊後の兩國風土記には土蜘蛛の穴居生活を記載せるもの多く、之を例へば『肥前國風土記』松浦郡大家島には「嶋の南に窟あり鐘孔と木籬とあり」藤津郡能美郷には「堡を造りて隱り居り」小城郡には「昔此の村に土蜘蛛あり堡をつくりて隱り」また『豊後國風土記』は日田郡石井の郷は、昔土蜘蛛がその堡を石を用ゐて築かず、土を以て造りたれば始め之を石無村といへるを後人石井郷と言ひ誤れるなりとし、速見郡の條に土蜘蛛二人の住める鼠の岩屋と稱する大磐窟ありとし、或は景行天皇の傳説として直入郡の蹶石野の名の起りを

同天皇欲<sub>レ</sub>伐<sub>レ</sub>土蜘蛛之賊。幸<sub>レ</sub>於柏峽大野。其野中有<sub>レ</sub>石。長六尺。廣三尺。厚一尺五寸。天皇祈

之曰。朕將滅此賊者。當厥茲石。譬如柏葉而舉焉。即厥之。騰如柏葉。因曰厥石野。とし、同じく又大野郡の海石榴市及び血田の地名を

昔者繼向日代宮御宇天皇。在球單行宮。仍欲誅鼠窟土蜘蛛。而詔群臣伐採海石榴樹。作椎爲兵。即簡猛卒授兵權。以穿山排草。襲石室土蜘蛛。而悉誅殺。流血沒蹠。其作椎之處曰海石榴市。亦流血之處曰血田也。

など、記してゐるのである。

土雲に就ては『古事記』神武天皇の八十建征討の件に「其所よりいでまして、忍坂の大室に到りませる時に、尾有る土雲八十建、其の室に在りて待ち伊那流。故爾に、天神の御子の命以て、八十建に饗を賜ひき。是に、八十建に宛て、八十膳夫を設けて、人毎に刀佩けて、其の膳夫どもに、歌を聞かば諸共に斬れと誨へたまひき。故れその土雲を打たむとすることを明せる歌

忍坂の、大室屋に、人多に、來入り居り、人多に、入り居りとも、みづくし、久米の子が、頭椎、石椎もち、撃ちてしまむ。みづくし、久米の子らが、頭椎、石椎もち、今撃ばよらしかく歌ひて、刀を抜きて、もろともに打ち殺しつ」とし、又景行紀十二年十月條には

茲山有大石窟。曰鼠窟。有土蜘蛛。住其石窟。一曰青。二曰白。又於直入縣瀨野。有土蜘蛛。

云々等と載つてゐるのである。而も前掲景行紀の蝦夷の如く、又之らの土蜘蛛の如く、當時に於ける蕃民族の生活状態は、斯くの如く未開蒙昧なるものであつたのであるが、併し乍ら、天孫民族の

住宅と雖も、丸太小屋等の程度を超えたるものには非ず。僅に森林を拓りて丸木を組合せ之に蔓草などを覆ひたる、恰も後世の祭市に於ける見世物小屋の如きものなりし如く、玉城とて、とり片づけ簡便なる掘立小屋に過ぎず、蓆の代りに茅獸皮などを布き、屋根に千木を組せて尊嚴の威を示した位のものであつたのである。従つて些細なる裝飾と雖も、非常に人の注目する處となり、又好奇と尊崇の念を抱かしめし事は、雄略天皇の頃にも

爾登山上。望國內者。有上堅魚。作舍屋之家。天皇令問其家。云。其上堅魚。作舍者。誰家。答。白志幾之大縣主家。爾天皇詔者。奴乎。已家。似天皇之御舍。而造(下略)

とある位にて(古事記)歷朝都を移し、王城を變へ、一代にして數ヶ所の地に轉ずる天皇もありしも、斯く簡素なるその時代の生活を想へば、それらも別に不思議はない事で、實際に於て未だ今日にいたる國家も都市も存在せざる時代であつたのである。

又衣服に就ては遠く神代の頃、少名毘古那神が海越えて來りし時は「鵝の皮を内剝に剥きて衣服に爲て」とて、まるでロビンソン・クルソーの無人島漂流記にでも出て來る様な有様にて、應神天皇の頃に至りても、新羅國の賤女が晝寢の亂れ姿を敍して、「日の光その陰土を射しければ姪りぬ」などいふ位なれば、(古事記)いかに簡單なものであつたかは推して知るべきである。尤も天孫民族の如きは、來住以前に相當文化の階梯を経たるべく、衣食の法も土着の蠻民に比しては余程進むで居つたものであることは、雄略天皇の御代に、葛城山に登行、その折「百官人等。悉給著紅紐之青摺衣服。」とあり、又其の頃の御製に

も、しきの大宮人は鶉鳥領巾ひねとりかけて鶉まなほしの語あるによつても知るを得べく、これより先既に仁德帝は「登高山。見四方之國。詔之。於國中烟不發。國皆貧窮。」とて三年の間課役を免除せられたといへば、彼等の間にありては、最早調理の法も進歩して、嗜好も次第に複雑になつて來たものと思はれるが、さらに記は、「日子臣が紅紐著けたる青摺の衣を服て、庭に踏きて侍するに、庭水が紅紐にふれて、青が皆紅色に變つた」ことも傳へて居るのであつて、當時工業は尙所謂家庭手工ハウスライズの域を脱せず、妻は夫のために衣をつくり、自ら之を手摺りにて染め上げたものであることを知り得るのである。この手摺の法は、随分久しい間一般に行はれてゐたもので、後の王朝時代の如く、染色術の進歩したる時にあつても、猶且ひろく實行されて居り、萬葉にも

草枕。客去君跡。知麻世婆。岸之埴布爾。仁寶播散麻思乎。

白浪之。千重來緣流。住能乃。岸乃黄土粉。二寶比天由香名。

紅。衣染。雖欲。著丹穗哉。人可知。

など、出てゐるのである。當時赤色青色の類がいかにかに裝飾用として珍重せられたるかは、かの青丹あなによし奈良の都を傳へ殘せる萬葉歌人の戀歌の中に美はしく描れたるところにして、何れの地にありても、原始時代人の嗜好、單調無技巧にして且強烈なる色彩を欲するは、彼等が鬭爭生活、信仰生活、戀愛生活と相關聯して別個の興味ある考察を促さるゝ所である。而して又絹に就ては、雄略帝の條に、長谷はつせの豊年祭の砌、奉仕の女官が盃に落葉したるを氣付かずかすに捧げて、將に手打にならうとし

た所、歌を曰して助つたといふ語などあつて、その歌の中に「繭衣の三重の子」と申してゐることから推して、當時絹布を着てゐた事も推察されるのであるが、絹布養蠶がわが國に、傳つたのはいつからであるか、天孫民族の來住に始るのであるか、それとも三韓と交通して以來の事であるかは疑問である。一體『古事記』の中には蠶を述べたところは二個ある。一つは仁德帝の日子臣の處で、一つは神代の大氣都比賣の屍の頭から生れた蠶で、してみると養蠶は穀物と共に太古神代の頃に始つた事になる。尤も古事記が出たのは元明天皇の和銅年間の事であるから、勿論その當時の色眼鏡を透して見たものであることは斷るまでもないのであつて、傳説は飽くまでも傳説で、果して事實は如何であつたかは「であらう」以上に推定することを許さないのである。

事情斯くの如き次第なれば、原始社會にありては、商業は未だ存在せず、後稍交易の進歩するも僅に余剩貨物の直接交換が行はれたる位のものにて、交易のための市の發生や、行商の出現の如きも遙に後の事にして、三韓との交通以後と見て大體誤ないと思ふ。彼の火照命、火遠理命の二兄弟が海山の獲物を交換せるを以てわが國に於ける交易の始なりとすれば、固より之は無言にて行はれたるものなるべく、人間界にあつても、未だ言語通せず、文字無き原始時代の交換は、ロツンヤーの所謂無言商業 *Der stumme Handel* にして、森の部落と濱の部落との間に、彼等が餘剩貨物の直接交換か、然らずむば略奪贈與の類に過ぎなかつたであらう。然るに、之に反して、わが國に於ては、農業は漁獵と共に最も古き歴史を有し、學者の中には、わが國に於ては、西歐諸國と事情を異にし、天孫民族は來住前既にその地に於て漁獲狩獵時代を經過したれば、始めより農業専ら行はれ

却つて漁獵の如きは附屬の一部に過ぎずと爲すも尠くない様に見受けられるのである。元來國民經濟發達の段階を、漁獲、牧畜、農業、農工、商等の如く區劃するも、それら各時代は一定期を界として確然と獨立せるものに非ることは言ふ迄も無き事にして、固より農業時代といふも猶盛に狩獵漁獲の行はれ、或は漁獵時代といふも一方農業もひろく行はるべく、實際に於ては斯くの如くきつちりと區劃することは覺束ないのである。わが原始社會に於ても、漁獵と共に農業また行はれたりとするは決して之を認むるに吝なるものではないが、さりさて、天孫民族は先住國に於て既に獵牧時代を経たれば、わが國は最初より農業國なりとするも速斷に過ぐると信ずる。天孫民族はその始め、寧ろ征討拓伐に忙しく、定住の機少ければ、却つて農耕の生活には適當せずと見るべく、而も土着の蠻人の生活は前述の如き有様なりとすれば、私は矢張りわが原始社會にありては、全體より之を觀察すれば、その始の主獵從農の生活を營み、次第に主農從獵に進歩し、遂に純然たる農業國となつたと解するが穩當なりと認めたいのである。

この事に關しては、さらに一つの興味ある考證が存在してゐる。それは『祝詞』の中に認め得らるる言葉である。例へば「祈年祭」（さしこのまつり）「道饗祭」（みちあへまつり）「春日祭」（かすがのまつり）「久度古開」等の祝詞を見るに、その進つる神財の中には

「山野に住む物は毛の和物毛の荒物」「大野の原に生ふ物は甘菜辛菜」「青海原に住む物は鱒の廣物鱒の狭物」「奥津藻菜邊津藻菜に至るまで」

云々といつたやうに、中には五穀を記さざるものにも猶これらの自然生のものが列擧されてゐることである。そしてこの自然生のものを神前に捧げるといふ、そこに太古の自然生活時代の有様を憶びたいのである。

これは記紀の前掲火照命、火遠理命の「海幸山幸」の傳説を讀むも、崇神朝の「男之弓引ノ調。女之手末ノ調」の話を聞くと大方當時の經濟狀態の一般を想像し得べしと思はるゝが、そのみならず、さらに又『古事記』仁徳天皇の段には「爾黒日賣、其國の山方の地に、大坐しまさしめて、大御飯獻りき、是に大羹を煮むと爲て、其地の菘菜アネナを採める時に、天皇其の娘子の菘採む所に到りまして、歌ひたまはく

「山方に蒔ける菘菜も吉備人と共にし採めば樂しくもあるかな」

云々と出てゐる位にて、天皇を迎へての饗宴にして尙且斯くの如し。主獵從農から主農從獵への發展過程は、これらの消息の中にも、つよく想像し得らるゝやうに思はれる。

而して次に、農業發達の歴史を按ずるに、神代卷、前掲大氣都比賣の五穀創生の處に

故所殺神於<sub>レ</sub>身生物者。於<sub>レ</sub>頭生<sub>レ</sub>蠶。於<sub>二</sub>目<sub>一</sub>生<sub>レ</sub>稻種。於<sub>二</sub>耳<sub>一</sub>生<sub>レ</sub>粟。於<sub>レ</sub>鼻成<sub>二</sub>小豆<sub>一</sub>。於<sub>レ</sub>陰生<sub>レ</sub>麥。於<sub>レ</sub>尻生<sub>二</sub>大豆<sub>一</sub>。

とあり、又速須佐之男命は天照大神の營田の畔を離ちの溝を埋めたとし、或は米つき女の話などもあり、さらに天照大神が、天忍穗耳命に下された詞にも「豊葦原之千秋之長五百秋之水穗國」とある位での（尤も之は新説に據れば稻に非して葦と解釋する）記紀に現れた農業の起源は頗る古いものである。而して『播磨風土記』の賀古郡の條に、長田里の名稱の起りを記して「昔大帶日子命幸<sub>二</sub>行別嬢之

處。道邊有長田。勅云長田哉。故曰長田里。とし、或は安禾郡の條に  
 奪谷。葦原志許乎命。與天日槍命二神相奪此谷。故曰奪谷。以其相奪之田。形如曲萬。稻  
 春岑。大神令春稻於此岑。故曰稻春前。其糠飛到之處。即號糠前。  
 など、出で、又後に『祝詞』の中にも「龍田風神祭」の分などには

龍田爾稱辭竟奉。皇神乃前爾白久。志貴島爾大八島國知志皇御孫命乃。遠御膳乃長御膳止。赤丹乃穗  
 爾聞食須。五穀物乎始氏。天下乃公民乃作物乎。草乃片葉爾至萬。云々

といふのがある様に、崇神天皇の頃よりは、農業に關する古事も次第に整つて來たもの、様である。  
 そしてそれら農耕の地が、自然に豊沃なる所に於て撰まれ、主として河川の流域なる平地、又は湖  
 沼池畔等に設けられたるものであることは、耕耘の法未だ具らざる當時にありて、たゞ自然の利用  
 に頼りたるは固よりの事にて、此れに就ては、後に『出雲風土記』にも「出雲の大川はもと伯耆と出  
 雲と二國の堺鳥上山より流れて」遂に神門の海水に入ると述べて

此則所謂。斐伊河下也。河之西邊。或土地豐饒。五穀桑麻。稔歛枝。百姓之膏腹園。

と見え、或は『常陸風土記』等に左の如き記録が見出されるのである。以て當時の農業状態の一般を  
 推知するに足るであらう。

夫常陸國者。堺是廣大。地亦緬邈。土壤沃墳。原野肥衍。墾發之處。山海之利。人人自得。家家  
 足饒。設有身勞耕耘。力竭紡蠶者。立即可取富豐。自然應免貧窮。況復求鹽魚味。左  
 山右海。植桑種麻。後野前原。所謂水陸之府藏。物產之膏腹。古人曰。常世之國。蓋疑此地。

但以所有水田。上小中多。年遇霖雨。即聞苗子不登之難。歲逢亢陽。唯見穀實豐稔之歡歎。

(二) ミヤケ及びタドコロに就て

古代社會に於ける氏族制度並に當時に於ける農業發達の史的經過の推考に關聯して、さらに一考  
 すべきものは、ミヤケ及びタドコロに就てである。

ミヤケとは、今日の所謂御料地といつたやうな意味のものであつて、當時朝廷領の田を屯田と稱  
 し(即ち、御田の意味にて、御田、三田とも書く)このミタを耕作する人々を田部といひ、而してそ  
 の收納穀物貯藏のために設けられたる納屋を屯倉と言つたのである。然らばミヤケとは、もと收納  
 穀物貯藏のために設けられたる小屋であつたものであるが、この屯倉が始めて作られたのは垂仁朝  
 に來目邑に設置せられたものであるといふ。紀は屯倉は彌夜氣なりとしてゐるのであるが、それよ  
 りこのミヤケといふ言葉は、單に屯倉を稱することより移つて、その屯倉所在の屯田一帯の地を總  
 て含めてミヤケといふ様になつたのである。之は『播磨風土記』が、その傍磨郡胎和里の所で

所<sub>ミ</sub>以稱<sub>ミ</sub>傍磨御宅<sub>者</sub>。大雀天皇御世。遣<sub>ミ</sub>人喚<sub>ミ</sub>意伎<sub>者</sub>。出雲。伯耆。因幡。但馬五國造等。是時五  
 國造即以<sub>ミ</sub>召使<sub>ミ</sub>爲<sub>ミ</sub>水手<sub>而</sub>向<sub>レ</sub>京<sub>之</sub>。以此爲<sub>レ</sub>罪。即退<sub>ミ</sub>於<sub>レ</sub>播磨國<sub>令</sub>作<sub>レ</sub>田也。此時所作之田。  
 即號<sub>ミ</sub>意伎田。出雲田。伯耆田。因幡田。但馬田。即彼田稻收<sub>ミ</sub>之御宅。即號<sub>ミ</sub>傍磨御宅。又云賀  
 和良久三宅。

と記してゐることによつても知らるゝであらう。斯くてミヤケは各地に於ける朝廷領の地それ全體  
 を意味することゝなつたのである。(此れは大方その地名を冠して何々屯倉と稱してゐた)而してミ

ヤケは又御宅、三宅等と記せるは、今引用せる風土記中にもある通りにて、或は官家、屯宅、三家など、も書かれてゐる。

このミヤケに屬する人々を田部といふ。現にタミといふ言葉はこの田部より出でしものならむと傳へられてゐるが、『古事記』に「此之御世。定田部。又定東之淡水門。又定膳之大伴部。又定倭屯家。」云々とか、景行紀に「令諸國興田部屯倉。」云々とある如く、景行天皇の時分より段々と各地にこの屯倉が出来て行つたやうに見える。後には朝廷自ら開墾せしめたるもの、又は各地の國造縣主等に命じて献上せしめたるもの、外、地方豪族の贖罪の代償として献上せしめたるものなども出来たのである。而してこの屯倉管掌に當れる者を屯田司及び田令といふ。

猶此の外朝廷領の土地には、御名代御子代のありたる事は前號に於て、品部の説明の時記し置きたるが、さらに又代々の天皇に直屬する御縣ミヤガタがあつたのである。此れは高市、葛城、十市、磯城、山邊、會布の大和國の六箇所に限られたれば、之を六の御縣と稱した。『祝詞』の中にも「廣瀬大忌祭」にこの大和の國の六つの御縣が載つてゐる。

倭國能六御縣乃。山口爾坐皇神等前母。皇御孫命能宇豆乃幣帛乎。明妙照妙和妙荒妙五色物。楯戈至萬奉。如此奉者。皇御神等乃敷坐須山山乃自口。狹久那多利爾下賜水乎。甘水登受而。天下乃公民乃取作留與都御歲乎。惡風荒水爾不相賜。汝命乃成幸閉賜者。初穗者汗爾額母。聰乃閉高知應乃腹滿雙氏。如橫山打積置氏奉登。王等臣等百官人等。倭國乃六御縣能刀禰。男女爾至萬今年某月某日。諸參出來氏。皇御神前爾。宇事物類根築拔氏。朝日乃豐逆登爾稱解竟奉乎。神主祝部等諸

開食止宣。

然るに、當時天皇の支配權は、これら朝廷領の上のみ及むたのであつて、地方豪族の又は在朝の貴族顯臣が有する私有地ノホコ(之を田莊といふ)の上には及ばなかつたのであるから、長き間には、彼等の勢力は各地に於て非常に強大なるものとなつたのである。殊に國造や伴造の如き世襲官職にあつし者達は、遂にはその管掌管領する所の部の民並に各氏族に對して、恰も世襲君主の如き地位と權勢とを獲るに至りたるものも尠からざるべく、又弱肉強食のその時代にありては、地方豪族などは或は略奪により、或は攻撃によつてその附近を次第に併呑し、又その私民を使役することによつて新に開拓擴張して、愈々強大なる勢力を扶殖するに至つたのである。殊に、氏族制度の時代において、何れも争つて高き氏姓を求めむ事を欲したれば、國造その外の地方豪族又中央の顯官に贈賂寄進せる土地人民も尠からざるべく、それによつて在朝の貴族はさらにその勢力を増大し、遂に、中には甚だ巨大なる土地と人民とを所有し、その勢力は朝廷のそれに匹敵せむとするものすら生じて來たのである。蓋し當時の「富」は、土地と人民との所有の高に依つて決せられたるものなれば、この土地兼併の趨勢は熾烈を極め、彼の大化元年の詔にも「臣連等伴造各置己民。恣情驅使。又割國縣山海林野池田。以爲己財。爭戰不已。或者兼併數萬頃田。或者全無容針少地。」とせる如く、富の爭奪追求は遠く古代社會より歴然存在して、その鬭争の歴史の第一頁を彩つてゐるのである。而も斯くの如きは、もと氏姓の高下によりて分るゝ所大なれば、人は争ひて高き氏姓を獲むと欲し、嚮に前號所載の允恭朝盟神探湯事件の發生となり、或は更に孝徳朝には「始王之名名。臣連伴造國





號曰天穡田。天川依田。天口銳田。此皆穡地。雨流之旱則弗之。故素戔嗚尊於害姉田。春則廢渠槽及埋溝毀畔。又重播種子。秋則捕穢狀馬。

を引用して六條の罪を説明してある。それによる第一は廢槽で、ヒハナチといひ、神田に注ぐ水道の樋を取除けること、第二は埋溝即ちミソツメ第三は毀畔即ちアハナチ、第四は重播シキマキとて、他人の種を蒔きたる田にさらに又畝を重ねて播くことなりとし、第五は捕穢即ちクシサシにて、耕種の節、竊にその田に往きて串を刺して相争ふことあり、同じく釋紀に私記曰。以穢。刺立田中。爲呪詛之詞。謂之捕穢。若有強稱其田者。身遂滅亡。今世有彼此相争之田者。捕穢。是其遺法也。

とあれば、中古まで猶行はれたるマシナヒの法なりとし、第六は伏馬即ちフセムマにて馬を放つて田を荒すことなるべし、といふのである。

(6) 『中臣壽詞』に「天高原仁神留座須。皇親神漏岐神漏美乃命遠持天。八百萬乃神等遠集倍賜天。皇孫尊波。高天原仁事始天。豐葦原乃瑞穗乃國遠。安國止平介所知食天。天都日嗣乃天都天御座仁御座天。天都御膳遠長御膳乃遠御膳止。千秋乃五百秋仁。瑞穗遠平介由庭仁所知食止事依志泰氏。」云々

(7) もと國造、伴造等に出でしものなどその主たるものである。

(8) 『扶桑略記』第二、仁德天皇の四年に「丙子二月。天皇登樓四望。民烟閑寥。仍三月巳酉日。詔曰。自今以後。至于三年。悉除諸國課役。息百姓苦。官舍雖破。暫不修造。及び七年に「巳卯。風雨順時。百姓富寬。五穀豐饒。頌德既滿。四月天皇登樓亦見。詔曰。朕既富足。秋烟繁昌。天皇詠曰。高木屋仁登天見禮者煙立。民乃烟戶者。仁幾波比二計里。」

### Turgeon の價值論に關する Gaetan Prou の批評に就て

永田清

Turgeon 父子の合作に成る價值論研究の大作は、近著第二卷、第三卷の上梓を経て略々完成の域に達したるが如くである。第一卷は「アダム・スミス及びフイジオクラアトより現代に至る英吉利並に佛蘭西經濟學者の價值」學說史(一九二五)であり、第二卷は「價值——價值、價格及び富に關する英吉利並に佛蘭西學說の批判」(一九二七)であつて、其の最後の結論に曰く「從來の如何なる學說も價值を完全に説明し得ず」と。斯くして價值論改築の著作たらんとするものは當に第三卷「價值——その心理學的原因と特質」である。

Turgeon の研究分野は甚しく廣大である。即ちその所言に従へば「價值とは經濟學の中心現象であり、本質的觀念である」云々。

然も彼等は價值問題を嚴正なる科學的原理の彼岸に到達せしめんと欲するものである。故に道德觀、平等觀、正義觀と言ふが如き、主題に無縁の要素は之を研究分野外に放逐し去る事となつた。第二卷第一章に於て高唱するところは即ち經濟學の實證科學としての自治獨立權である。是等の點